

Title	カントの世界市民法について：生得的権利の保証の観点から
Sub Title	Kant on cosmopolitan law : considering the guarantee of the innate right
Author	石田, 京子(Ishida, Kyoko)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2008
Jtitle	哲學 No.120 (2008. 3) ,p.75- 99
JaLC DOI	
Abstract	Kant's cosmopolitan law commands individuals and peoples not to treat foreigners in their land with hostility, as long as they keep the peace. I would like to suggest that Kant's cosmopolitan law is intrinsically aimed at guaranteeing the innate right of all individual human beings, regardless of his or her nationality. The existence of this law shows that to be a member of some state is a necessary but not sufficient condition for a full security of what is his. In any case, individuals and peoples should respect at least the innate right of others. From this assumption, I also explore the possibility of the international aid in Kant's theory of Right. The concept of the innate right contains the right to self-preservation, which he did only imply in his Rechtslehre. While Kant admitted that a people have the obligation to sustain their members, he didn't refer to any transnational duty to humanitarian aid in his published books. The cosmopolitan law also doesn't prescribe the international aid, but Kant seems to provide the other ground to it.
Notes	投稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000120-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

投稿論文

カントの世界市民法について

—生得的権利の保証の観点から—

—石 田 京 子*

Kant on Cosmopolitan Law

—Considering the Guarantee of the Innate Right—

Kyoko Ishida

Kant's cosmopolitan law commands individuals and peoples not to treat foreigners in their land with hostility, as long as they keep the peace. I would like to suggest that Kant's cosmopolitan law is intrinsically aimed at guaranteeing the innate right of all individual human beings, regardless of his or her nationality. The existence of this law shows that to be a member of some state is a necessary but not sufficient condition for a full security of what is his. In any case, individuals and peoples should respect at least the innate right of others. From this assumption, I also explore the possibility of the international aid in Kant's theory of Right. The concept of the innate right contains the right to self-preservation, which he did only imply in his *Rechtslehre*. While Kant admitted that a people have the obligation to sustain their members, he didn't refer to any transnational duty to humanitarian aid in his published books. The cosmopolitan law also doesn't prescribe the international aid, but Kant seems to provide the other ground to it.

* 慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程（倫理学）

はじめに

国際関係に関するカントの議論は、冷戦時代においてすでに主に戦争および平和実現の観点から検討され、また、国際的な連盟を提唱したものとして注目されてもいたが、「世界市民権」の思想が改めて省みられるようになったのは、特に『永遠平和論』刊行二百周年にあたる1995年以降に顕著になった傾向である。

世界市民権が法思想の議論においてあまり注目されなかった背景には、しばしば指摘されるように、一つには近代政治思想の基本的枠組みが国家を単位としていたことが挙げられる。国家の独立不干渉の原則が国際政治においては支配的であり、国家が国民を扱う仕方について、他の国家が干渉するのは、主権侵害であるとされてきた。そこにおいては、人に権利が付与されるのも国家があればこそであり、市民の権利を保護する法律もあくまで一国内に適用されるものであった。しかしながら、国家の独立の原則は今でも国際関係上の有力な原則ではあるが、いずれの国に属そうとも、ある国の国民であるという限りではなく、人間である限りですべての人が持つとされる権利、すなわち基本的人権が存在するということは今では広く認められている¹。

この基本的人権は二つの点で世界市民という理念と極めて密接に関連している²。第一に、世界市民は一般に基本的人権を有する主体として把握されるということが挙げられる。ここでは国籍に関係なく、あらゆる人格が世界市民として基本的人権を保持することが強調されているといえる。二点目には、世界市民と人が呼ばれるとき、それが特に自国以外の困窮者

* カントの著作からの引用は、文中にアカデミー版の巻と頁で示す。

¹ 「世界人権宣言」第三条においても、「生命、自由及び身体の安全に対する権利」が謳われており、この権利は基本的人権の中でも根本的なものとされる。

² 世界市民とのこの二つの関連づけはダウアーに拠っている。Nigel Dower, *An Introduction to Global Citizenship*, Edinburgh University Press, 2003, p. 53.

の基本的権利の擁護者として理解されているということである。ヌスバウムは世界市民権を教育における中心的概念とすべきであると主張し、その理由を世界市民としての人間の責務と関連づけて以下のように述べている³。

われわれは、われわれ自身の思考をわれわれ自身の圏域に制限すべきではないのであり、政治的事柄においても経済的事柄においても選択を行う場合には、われわれは、生命や自由、幸福追求に対する他の人々の権利を最大限真剣に考えなければならず、またそれらの権利について十分熟慮することを可能にするような知識を獲得するように努めねばならないのである。

「世界市民」、あるいは「世界市民法／権」という概念は、ある特定の国家に所属する国民である限りでではなく、世界という一つの共同体の一員として道徳的、あるいは法的権利が認められ、同時に義務を相互的に負うという側面を強調するものである。同時にこのことは、基本的人権が「国家-国民」という連関だけではなく、世界市民としてのすべての人の相互的連関の文脈からも問題にされなければならないことを明らかにしている。

すべての人格に認められる基本的人権と国家の一員として保証されることになっている国民の権利、そして世界市民権、これら三つの権利はこのようにそれぞれ密接な関連を持ちつつも、その適用範囲や内容において区別されているといえる。本論は、カントにおける世界市民法／権を『人倫の形而上学』の中で考察されている「生得的権利（内的な私のもの・あなたのもの）」の観点から説明し、人間として持ちうる権利と国民あるいは世界市民として持ちうる権利の関連を検討するものである。その中でも特

³ マーサ・ヌスバウム他『国を愛すること』辰巳伸知・能川元一訳、人文書院、2000、34-35頁。

に国家と外国人の間に生じうる権利・義務関係を明らかにすることが課題となる。まず第一節では「法論」公法第三章および『永遠平和論』内の第三確定条項における世界市民法の定義を確認し、第二節では生得的権利と獲得された権利という二つの権利の区別を明らかにする。第三節ではカント自身が直接言及していない「自己保存の権利」を生得的権利のうちに読み込む可能性を探る。第四節ではそれまでの考察に基づき、生得的権利と世界市民法との関係を明らかにする。第五節において、国際的な援助義務のカント的基礎づけの可能性を検討する。

第一節、カントの世界市民法／権とその「限定」

「一般的な区分」として、法は「アプリアリな諸原理に基づく自然法」と「立法者の意志から生じる実定（法制）法」に分かれる（AA. VI. 237）。このうち、自然法 *das Naturrecht* はさらに自然法 *das natürliche Recht* と市民法 *das bürgerliche Recht* という下位区分を持っており、それぞれ私法 *das Privatrecht* と公法 *das öffentliche Recht* と呼ばれている（AA. VI. 242）。

私法は個人が持つことの可能な法的権利を提示するものである。法的権利は生得的権利と取得された権利に大別されるが、「私法論」においては特に後者の考察に章の大半が割かれている。それに対し、公法は法的状態を設立するために公布されることが要求される法則とされている。私法のみが存在する自然状態にあっては、権利侵害を正すための強制的手段を欠くために、今だ権利が「保証」されていない。人間や人民 *Volk* は相互に影響を与え合う関係にあり、自らのものが互いに保証されるには「自分たちを統合する一つの意志の下にある、すなわち一つの体制 *Verfassung* (constitutio)」にすべての人が入る必要がある。なぜならば、権利を保証する制度が存在しない自然状態においては、自分の占有が侵害されたとしても、その回復を保証してくれるものは何もないのであり、たとえ自分

が他人の占有を侵害する意志がないとしても、そばにいるということだけで、他人の占有を犯す潜在的な脅威となるからである。このような法的に不安定な状態にとどまろうとすることは、それ自体で「最高度の不法」(AA. VI. 308)を犯しているとされる。「体制」のあるべき姿を規定するのが「公法論」の目的であるといえよう。

公法は、三つの法から構成されており、それぞれ国家法、国際法、そして世界市民法と呼ばれる。国家法は一国家内の法秩序についての法であるのに対し、国際法は相互に影響し合う国家間の関係の規定を主題とし、世界市民法は地球上の諸人民すべての統合を可能にする条件に関わるものであるとされる。すべての人間および人民は地表という一定の限界に閉じ込められており、その中で相互に影響し合っている。「この法〔世界市民法〕は、それがすべての諸人民の可能的な交流についてのある普遍的法則を意図して、その諸人民の可能的統合が問題となる限りで、世界市民法と呼ばれえるのである」(AA. VI. 352, 括弧内は引用者補足)。世界市民法はすべての人や国家が国境を越えて交流(旅行、貿易など)するために必要とされる法である。そのため、世界市民権は「外国人が他国の土地に足を踏み入れたというだけの理由で、その国の人間から敵としての扱いを受けない権利」(AA. VIII. 358)であるとされる。また、「すべての人との共同を試みる、そしてその目的のためにあらゆる場所を訪れるという地球市民の権利」(AA. VI. 353)であるとされ、「訪問権 *das Besuchsrecht*」とも呼ばれている。

カントは、世界市民法／権を以下の二つの概念と取り違いえないよう注意を促している。一つには、世界市民法が命じるものは、いわゆる博愛(隣人愛・人類愛とも呼ばれうるであろう)とは一線を画すものであるということである。カントは述べる。「互いに実際に関係を持ちうる地上の諸人民すべてを包括し、まだなお友好的でないにしても平和的である共同体という理性の理念は、博愛的(倫理的)ではなく法的な原理である」

(AA. VI. 352).

博愛とは「徳論」の記述によれば、「他人の幸福や平安を自分の目的とするという能動的で、実践的な好意（親切）を意味しているのである」（AA. VI. 452）。カントにとっての博愛は、単に他の人すべての幸福を心の中で願うことや、他人の幸福の状態に満足することではない。徳の義務としての博愛はあくまで、困窮者に援助を与えるという、「行為」に関わる義務である。ただしこの義務はあくまで援助側の不完全義務なのであり、それに対応する法的な権利があるわけではない。反対に、世界市民法が認めるのは、そのような恩恵的な行為に対する権利ではなく、あくまで他国の領土で友好的に振舞う範囲で敵として遇されない「権利」なのであり、徳の義務としての人類愛とは異なっている。

また、権利であっても、世界市民権は「他の人民の土地に定住する権利」（AA. VI. 353）や「彼をしばらく家族の一員として扱うという、特別の好意ある契約が必要とされるであろう」（AA. VIII. A358）権利、つまり「客人の権利」や「家族の一員」（AA. VIII. A358）として見なされる限りで受け取ることのできる権利ではないともカントは述べている。世界市民である限りでの人々にはただ、平和裏に交流（Verkehr）する権利が与えられて、外国に赴いて対等な関係で貿易を行い、その国の法に従う限りでしばらくの間滞在する権利が与えられてはいるが、それ以上の行為に対する権利（定住権など）を要求することは、この権利のうちに含まれていない。

彼がこのような定義を世界市民権に与えた理由としては、その当時のヨーロッパ列強による植民地主義的政策への批判が挙げられる。「公法論」および『永遠平和論』において、カントはまさに世界市民法の問題と関連づけて、アフリカやアメリカ、アジア大陸におけるヨーロッパ諸国の侵略的な活動を非難している。彼はこれらの活動は「訪問」ではなく「征服」と同義であって、法の観点からして極度の不正を構成するものであると断じている。これらの形態で行われる「訪問」は世界市民権の範囲を逸脱し

ており、また人間同士が平和的に交流することを目的とする世界市民法の理念に反するものである。カントにしてみれば、世界中のすべての人々が（特に）商業活動によって道徳的でないとしても友好的な関係を結ぶということは、永遠平和の達成のために不可欠な条件であった。そのために外国における侵略行為を禁止し、その場所にしばし滞在する権利のみを認め、侵略行為がその権利の範囲を超えていることを指摘したのである。

さらにカントは、国家が「彼の生命に危険が及ばない方法でする限りで、外国人を退去させることができる」(AA. VIII. 358)という。この権限に基づき、当時の中国や日本がヨーロッパ諸国の人びとの来航および入国を制限し、自国民になされたであろう不正行為を未然に防止したことを「思慮深い」と彼は評している。

国家法と比較すると、彼の提示する世界市民法は、以下の点において「制限」が存在すると考えられる。まず、カントの世界市民法は基本的にあらゆる人の人権を保障するよう命じる法ではない。世界市民権はある人が他国滞在中に限って認められる権利とされる。ここでは例えば外国にいる外国人のことは問題とされていない。このような権利は、現代的な基本的人権が（例えば「世界人権宣言」において）国籍の制限を越えて「すべての人」に認められているのに対して、その適用範囲において限定があるように思われる。

また、国家法によって保証される権利と違い、世界市民権をすべての人に対して均一に保証する制度・体制が存在しないことも問題とされる。カントは、すべての人民を包括するような「国際国家」あるいは「世界共和国」といった理念を否定し、それに代わって「持続的に拡大する連盟」(AA. VIII. 357)が永遠平和の達成のために必要でありかつ十分であると主張した。その結果、すべての人に一律に世界市民としての権利を保障するであろう強制力を伴う唯一の世界国家という制度は拒否され、世界市民法は世界国家を持たず、外国人の権利の保証は彼が訪れる個別国家に委ねら

れている。そのことはつまり、自国の領土内に滞在する外国人の処遇について、国家に大きな裁量が委ねられていることを意味している。カントによれば、国家はその外国人の生命に危険がないのならば、彼に国外退去を命じることができる。彼には確かに友好の権利、つまり一時その国に滞在する権利があるのではあるが、国家にはその要求を受諾あるいは拒否の決定を下す権限を持つのである。ベンハビブは、カントの世界市民法が国家に対して外国人やよそ者を歓待する義務を強制することはできず、義務の遂行が政治的主権者の自発性に委ねざるをえないと指摘する⁴。確かにカントは外国人の生命が危険にさらされるときには彼らを庇護する義務を国家が担うと述べるが、この義務が条件的である以上、いかなるときに国家がその義務を遂行するか決定できることとなる⁵。

以上の問題において、カントの世界市民法を国籍に関わりなくすべての人の基本的人権を一律に保証する法と見なすことは困難であるようにも思われる。なぜならこの世界市民法の考え方は依然として国家の枠組みを前提とし、かつ外国人の生命が脅かされるような明確な場合を除いて、彼らの訪問の要請を国家が拒否することに一定の正当性を与える議論としても有効だからである。ただし世界市民法のこのような限定性や条件づけは、世界市民法の根拠や彼の法理論の構造に由来するものであり、それゆえ基本的人権と世界市民法との関連を見出すにはカントの法理論のさらなる考察が必要である。そこで、次節以下では世界市民法を法体系全体から検討し、カントの世界市民権の中に基本的人権との親和性を見出すことができるかどうか検証することとする。

第二節 内的な私のもものと外的な私のももの

基本的人権は人間が生まれながらにして有しているとされる権利である

⁴ セイラ・ベンハビブ『他者の権利』向田恭一訳、法政大学出版会、2006、27頁。

⁵ ベンハビブ『他者の権利』、33-35頁。

が、同様の概念がカントの法理論においても存在する。生得的権利 *das angeborene Recht* あるいは内的な私のもの・あなたのもと呼ばれるものである。生得的権利は法の普遍的原理から論理的に直接導出されうるものであるが、それは他者の強制的な選択意志からの独立としての自由として、「他の誰の自由とも普遍的法則に従って両立できる限りにおいて、唯一の根源的なすべての人間に、その人が持つ人間性のゆえに帰属する権利」(AA. VI. 237) とされる。この生得的権利には、他人に課すことができる以上の拘束が自分に課されることのないという「平等」、自分自身の主人であるという「資質」、法的行為を行う前には決して批判されないという「資格」、そして、「他の人々がその行為を気にかけない限りで、それ自体ではその人々のものを侵害しないことを、その人々に対して行う権能」(AA. VI. 237-238) が含まれている⁶。

それに対し、外的な私のもの・あなたのもは物件の占有や契約、および婚姻・家族の規定についての権利であるが、取得される権利とされる。取得される権利が生得的権利と異なるのは、あるものが私のものであるために特別な法的行為が必要であるという点である。

「法論」は「私法論」と「公法論」の二つの章から構成されている。しかし生得的権利（内的な私のもの・あなたのも）は「法論への序論」のなかで上記のような簡略な定義が与えられているだけに過ぎない。「私法論」において論じられているのは専ら取得された権利、すなわち外的な私のもの・あなたのものであり、生得的権利は外的な私のものであり前提とはされているが、その可能性についての議論はない。それは、生得的な権利が法の普遍的法則から直接導出しうる、自明なものであったからである。

改めて生得的権利が取り上げられるのは、公法の第一章である「国家

⁶ ただしこれらの権能はすべて唯一つの生得的権利のうちに含まれているとされ、複数の権利の存在を意味しているわけではない。

法」であろう。国家による権利の保証の場合、人民は国家を創設する際、自らの外的自由を放棄し、またそれを国家から受け取ることとなる。放棄する前の自由は他の人の選択意志の外的自由との調和を目指しておらず、いわば無秩序的なものである。ロックと同様（ロックにならって）、新たに法の服従のもとにあることにより、人は自然状態において保持していた自由を制限するのではなく、前に持っていたものと同じだけの自由を享受する、とカントは考えた。「前に持っていたものと同じだけの」ということができるのは、国民が法に服従する以外に立法するという性質を同時に保持するからである。そこでは各人の自律としての自由は全く損なわれていないことになる。

国家を設立することにより、人は国民とされるが、彼らはその国家の国民であることにより、以下のような法的属性を持つものと見なされる。すなわち、国民は自分が同意を与えた法律以外に従わないという点で自由であり、自分が他人に法的拘束を課すなら、それと同等の拘束が自分にも課せられるという点で平等である。そして自分の生存と維持を他人の選択意志ではなく「自分の権利と力とによって」営むことができる(AA. VI. A315)。

この三つの属性は、前で述べた生得的権利のうちのいくつかの要素に明らかに対応している。すなわち、「他人の選択意志の強制からの独立としての自由」が同意した法律以外に従わないという自由に、「他人に課すことができる以上の拘束が自分に課されることのないという平等」が法的拘束の相互性に、そして「自分自身の主人であるという資質」が自立に、それぞれ対応しているのである。これらは、生得的権利が理性的存在者である限りでの人格一般に認められるものであるのと同様に、人がある国の国民であるというだけで保持する法的な属性なのである。

国家はこれらの権利が侵害された場合、その犯罪に対して処罰を加えるなどして、被害者の権利の回復に努めなければならない。このように、公

法はまた生得的権利の保証をも意図している。つまり、国家の設立に伴い確定的なものとされるのは、外的な私のもの・あなたのものだけでなく、生得的権利もまたそうなのである。

第三節 自己保存の権利について

第二節の冒頭で確認したとおり、生得的権利の中に含まれるのは自由や平等、自己支配、自らのものである限りのものの使用权一般であるが、生命を維持する手段への権利、いわゆる「自己保存の権利 *das Recht auf Selbsterhaltung*」についての言及はない。また、その他の箇所においても、その権利の説明を見出すことはできない。ただし、それがすぐに彼が自己保存の権利を認めていないということを意味しているわけでもない。まず生きる権利や自己保存に関連すると考えられる記述にあたることから始めるとしよう。

さて、人間は地表にとどまることを止めることはできない。もし地表の一部を自らの身体でもって占める権利が認められなければ、身体を持つ人間は存在することができないはずである。「限られた地表の何処かに自らの身体を置く権利」はそのような意味では、人間が生きる上で不可欠な権利なのである。この権利が認められるということは、カントが暗黙のうちに「生きる権利」を認めていることにほかならない⁷。

しかしながら、明らかにロックやルソーの影響下にあるにもかかわらず、カントの著作の中で、「生きる権利」や「自己保存の権利」についての明確な言及はない。「法論の準備草稿」の段階では、カントは個人が私的に占有可能な量に関して、私が「私の生存の維持に必要な範囲で」(AA. XXIII. 286) 外的対象を獲得することができるとする制約を課してい

⁷ 地表の使用权がなければ身体的な実在が不可能となり、それに伴い彼の生自体も否定されることとなる。すべての人に「生きる権利」という前提があって初めて、地表を使用あるいは占有する権利が理解されるのである。Franco Zotta, *Immanuel Kant, Legitimität und Recht*, München, 2000, S. 77 ff.

た。それはすなわち、カントがある時期においては人が外的対象を獲得するのはまさに「生存」のためであるとする見解を抱いていたことを端的に表している。だが、公刊された「法論」においてはこの記述は削除されており、先に述べたとおり個人の生存権を直接基礎づけるような描写は見当たらない。

「人倫の形而上学への序論」の冒頭で、カントは「生 *Leben*」について以下のような定義を与えている。「欲求能力とは、その表象を通じ、この表象の対象の原因となる能力である。存在者が自分の表象に従って行為する能力は、*生*と呼ばれる。」(AA. VI. 211) このように『人倫の形而上学』において主題とされている人間の生はあくまで選択意志の規定という実践的な観点からの生であり、身体の維持が直接問題とはされていないように思われる。「法論」においては、人間の「自由の能力を持つという全く超感性的特性」の観点が注目され、身体を持つという物理的な特性は無視されているわけではないが⁸、背景に引いてしまっている。

それに対してカントは「徳論」においては、人間のこのような身体性を視野に入れ、その上で人間の自己保存、あるいは身体的必要を満たす義務をかなり積極的に考察しているに思われる。例えば自殺の禁止を巡って、彼は「人間の主たる義務とはいえないまでも、第一の義務であるものは、人間の動物性という質においては、人間の動物的本性における自己保存である」(AA. VI. 417)としている。人間が自殺するということはその人の持つ人格性の破壊であり、その人の人間性の尊厳の否定である。人間には人格を放棄する自由が認められないがゆえに、自らの身体を保存しなければならないのである。つまり人間が理性的であると同時に感性的な存在であるからこそ、人間の人格性を保護するためには身体としての自己の保存

⁸ カントは人間の権利と目的がこの超感性的および物理的という二重の特性において義務と関連づけられていると述べる(AA. VI. 239)。また、法論が問題とする主体は「可能的経験の対象」のみである(AA. VI. 241)。

が不可欠となるのである。

感性的な存在者が生きるためには、食料や水等、最低限の生活手段の確保を例外なく必要とする。すべての人は、そのような生存のために不可欠な手段を欠く困窮した他者への援助義務を負っている。カントはこれを「親切の義務」と呼んでいる。

しかしカントによる親切の義務の説明は全く単純ではない。カントによれば、親切の義務は確かにそれが義務であるがゆえになされなければならない。しかし、通常私たちが想定するように、この義務の遂行は援助者の功績とだけ考えられているのではない。親切の義務は「その義務を遂行することにより、相手を義務づける」(AA. VI. 448) 性質を持つのである。援助されるということは、相手に恩義を抱くが、それは被援助者が相手より一段低い立場に置かれることを意味する(AA. VI. 471)。カントは言う。「(この) 慈善はもちろん困窮者の福祉が私の寛大さに依存することを含み、その依存は他人を卑下させるから」、したがって援助者は「困窮者に対して、この親切が単なる負債か、あるいはわずかな愛の奉仕と見なすよう振る舞うことにより、侮辱を感じないようにさせ、自分自身に対する尊敬を保持させること」(AA. VI. 449)を義務としなければならないのである⁹。通常、他者に対する親切は道德の基本的原理であると考えられるはずだが、それにもかかわらず、カントは人がこの義務の遂行に関して慎重でなければならないという。たとえ義務の遂行者(援助者)に恩を着せようとする意図がなくとも、親切にすることで相手に感謝の義務を負わせることになってしまう。その様な行為自体が人格間の不平等をもたらすことになる。自らの力で自己の生存を維持することができない人は、他人からの命令や保護を受けざるをえない。そのような人はつねに他者から独立し

⁹ さらにカントは「彼はその親切な行為を全く隠れて実行する(それがよりよい)のでないならば、むしろ他人が親切を引き受けてくれたことで自分の方が義務づけられた、あるいは榮譽を与えられたと、すなわちその義務が単に彼の側の負債であると、表明しなければならない」(AA. VI. 453)と述べる。

て自らの選択意志で行為することができるわけではない。援助がもたらしうる、人格の相互関係における不均衡により、カントはあえて援助の義務の持つ否定的側面を強調するのである。

他者に対する物質的依存が被援助者の自律性を損なうというこのテーゼを「法論」の中でも見出すことができる。有名な（悪名高いともいえるが）能動市民と受動市民の区別（AA. VI. 314-315）も基本的にこのような他者に対する物質的依存に対するカント自身の否定的な見解から生じたといっていよう。国家法においてこの前提をもとに、ある程度自力で生活することができるものだけが投票することができ、自らの力で生活を維持できないものは受動市民¹⁰の地位に置かれるとされる。彼らは投票権がないので、自分たちのことについて自ら決定するという立法の過程に参加することができないこととなる。この能動市民／受動市民という区別の是非についてはここで立ち入らないが、少なくともカントが「徳論」のみならず「法論」においても他者の選択意志からの独立と物質的な依存の関係において、同様の見解を保持していたと考えられる。

同時にカントは、個人間の物質的依存の多くが社会の不公正を原因とするものであると論ずる。「親切をなす能力で財産に依存しているものはさまざまな人の恩恵からの成果であるが、それは大抵、豊かさの不平等をもたらす統治の不正義によるのであり、その不平等により他人からの親切が必要になるのである」（AA. VI. 454）。人が困窮するのはしばしば社会構製の不平等さによるものであり、それゆえその是正を個々人の良心の問題だけに帰すべきでないことをカントは理解していた。彼は「法論」におい

¹⁰ カントは受動国民の例として、商人や手工業者の下で働く職人、奉公人、未成年、女性などをあげ、さらに自分の経営努力ではなく自分以外の人々の指図に従うことによって自分の生存を維持せざるをえないものは、国民としての人格を欠くと述べる。ただし受動国民は能動国民と同じく「自然的な自由と平等の法則に従って」（AA. VI. 315）扱われるのであり、投票権以外に権利に関して差があるわけではないとも述べている。

てすべての人がこの不平等を解消する義務を負っていると述べる。

普遍的な人民の意志は、恒常的に維持されるべき一つの社会へと自らを統合したのであり、この目的のために内部の国家権力に服従して、自分を維持できない成員を維持する。したがって政府は国家の立場から、必要最低限の自然的欲求すらままならない人を維持する手段を、資産のある人を強制して調達する権限を持つ。なぜなら、資産のある人の生存もまた、公共体による保護と、自分の生存のために必要な措置とに服従するという行為によっているからだ。これに服従するよう資産のある人は拘束されており、このことを国家はその人のものを国民同胞の維持のために醸出させる権利の根拠とする。(AA. VI. 326)

国家の設立により初めて、国家の成員のその人のものは確定的なものにされることになるが、そこにおいてはすべての国民の私的占有が「平等に」保証される状態が志向されなければならない。国民の生命や財産が保証されるのは、国民がすべて同じように生命や財産が保証されていることを互いに認め合うからなのであり、国家とは本来自分のものとされるべきものを各人が受け取るためになされる調整のための強制的な手段でもありうる。そしてその援助は個々人の良心に任せるのではなく、まさに人民の統合された意志を表象するものとしての国家の成員全員に彼を支援する義務があることになる。カントは個人の占有が及ぶ範囲について、「外的な取得可能な客体は、量についても質についても規定しがたい」(AA. VI. 266) ことが問題の解決を一層困難なものにするという。誰がどの程度保持しうるのか、少なくともカントの議論の中に量に関する正当な規定を見出そうとするのはきわめて困難である。しかし少なくとも生存が困難になる人が出現するような配分はどのような場合においても正当化されること

はない。しかし、そして生存に必要な分だけを最低限すべての国民に確保させることは、統合された一つの意志としての国家という体制のみに権限が与えられている。

このように、確かに自己保存の権利についてのカントの直接的言及はないが、しかしながらすべての国民に自己を維持するだけのものを確保させることは、すべての人に課せられた義務なのであり、自己保存の権利は生得的なそれとして事実上認められているとあってよいだろう。しかし、この援助を受ける権利は個別の裕福な人に対する請求権ではなく、すべての人に対しての権利であり、国家の支配の下にある場合に保証される性質のものである。そして、国家を媒介にすることにより、困窮者の自然的自由と平等を損なう要素が理念の上で援助から除去されるのである。

第四節 生得的権利を保証するものとしての世界市民法

「法論」および『永遠平和論』において、カントは人が世界市民権を持つ根拠について、以下のように記述している。「この〔世界市民権という〕権利は、地表の共同所有権に基づいて互いに友好を結び合うよう、すべての人に備わる権利である。——根源的には誰一人として地上のある場所にいることについて、他人より多くの権利を持つものではない。」(AA. VIII. 358, [] 括弧内は引用者による補足)。「すべての人民はすべて根源的に一つの共同体に属している。それは土地を占有する、したがって使用あるいは所有する法的共同体ではなく、物理的な可能な相互作用である。」(AA. VI. 352)。

世界市民権は「地表の総体占有」、つまりすべての人が「根源的に一つの土地共同体に属して」いることを根拠にしている。ここで言われている根源的な共有は、外的な私のもの・あなたのものが可能になる前提とされている、土地の根源的共有を指している。「私法論」によれば、人は自らの意志によらずこの世界に生まれきて、身体を持つ存在者である。それゆ

え人間は例外なく地表の一部を占めざるをえない。そのことは実践理性の許容法則により合法であるとされ、権利としてすべての人が保持している。この私有が始まる前の段階において、すべての人は誰も他の人より自分の居場所に関して優先権を持たないという関係におかれる。すべての人がすべての土地に対し権利を持つことから、このような状態は土地を共有している状態である、とカントは考察した¹¹。

ところで第一節で見たとおり、世界市民権とはすべての人民と交流を試みる権利であり、そのためにあらゆる土地を訪れることを試みる権利であった。人は平和裏に、すなわち他の人のものを侵害するのではない限り、自分（たち）のものではない土地であったとしても、そこへ赴く権利を持つのである。このような権利は生得的権利の「他の人々がその行為を気につけない限りで、それ自体ではその人々のものを侵害しないことを、その人々に対して行う権能」に対応している。つまりカントが世界市民法を用いて保証しようとしたものは生得的権利の一部に組み込まれていたものであり、決して公法の一部である「世界市民法」の中に唐突に付加されたものではない¹²。

国家法は一国家内の個人同士、あるいは国家と国民との関係を規定し、国際法は国家同士の関係についての法である。そして世界市民法とはある個人と他のすべての人格および国家との関係を規定する法である。しかしそもそも法の根拠を考えれば、個人が他の人すべてと関係を持つ場合の法

¹¹ この地表の一部を占める権利は生得的権利の中に含まれていると考えられている (AA. VI. 223)。

¹² 実は世界市民法で保証された生得的権利、すなわち「人がその場にいる権利」は国民である限りで、当該国家によっても保証されるものであるといえよう。ほかの人の私的占有を妨げない限りで、そして国家法に従う限りで、その人は国土のどこかにいる権利があるというのは当然のことである。(カントは国家による刑罰として犯罪者の国外追放を認めている。) 反対に外国人の場合、滞在のためにはビザのような特別の許可が必要となる。つまり「その場にいる権利」は市民状態においてはそのままでは認められていないということになる。

である。つまり「外国人が他国の土地に足を踏み入れたというだけの理由で、その国の人間から敵としての扱いを受けない権利」、あるいは「すべての人との共同を試みる、そしてその目的のためにあらゆる場所を訪れる」権利といったことは、地表に生きるすべての人間にとっては、生得的な権利に含まれるのである。カントの世界市民法は単に他国に滞在中の外国人の権利あるいは彼らに対する義務を規定するだけの法なのではない。この法が保証しようとするのは、世界市民である限りですべての人が保持する権利なのである。

世界市民法をすべての人の生得的権利の保証のための法と位置づけることにより、カントは同じ国民同士のみならず、すべての人の間にこの権利を尊重する相互的義務が存在することを示す。公法の一部門として世界市民法が存在するということは、国家の性質および国際関係を自然状態と見なす彼自身の見解に由来する。

国家法では国民の外的自由はいったん放棄され、すべての人の自由と調和的な形で再度受け取ることになる。それが外的自由を確定的なものに転化させる過程で不可欠である。一方、世界市民法では強制力を持った体制の存在は要請されていない。世界市民法の基盤となる共同体は「相互交流」が可能であるすべての人々という集合を指し、通常「共同体」という言葉を当てることはまずないであろうような薄いつながりなのである。ここではもはや国家法で見られた、外的強制力を持つ組織や制度のもとでのすべての国民の自由の調和という理念をそのまま見て取ることはいできない。そして確かに世界市民権はそのような土地共同体の理念にその根拠を置いているが、その土地共同体は国家のような現実的な強制的実力は持たないものである。しかし、権利というものは確かにそのような強制手段が存在しなくても各人に認められているが、前に見たようにそれが個々人に確定的に保証されるためには、必ず「外的布告を必要とする」(AA. VI. 210)、つまり公法によって告示されなければならないのであり、権利も

現実的な制度の中に組み込まれることで保証されるのである。そして通常、自己保存の権利も含め、生得的権利は本来「国民である限りで」所属する国家から保証されるのである。カントにおいても、個人の権利を保証する主体はまず国家なのである¹³。

だからといって、カントは国家が存在すれば個人の権利が完全に保証されると考えていたのではない。国家は「法的状態にとどまろうとする全員に共有される関心によって結合されており、その形式からして、公共体 (res publica latius sic dicta)」であるが、しかし一方で「他の諸人民との関係においては、端的に力 (potentia) と呼ばれる」とされる (AA. VI. 311)。他国というものは一義的には、個人間の自由を調和させようとするものではなく、国家の成員ではない外国人にとっては端的に「力」と呼ばれるような全くの他者なのである。そのかぎりでは国家は自国民にとっては自らの権利を保証するものではあるが、そうである限りにおいて同時に他国とその国の成員にとっては、常に自分のものを侵害する潜在的可能性を含む存在者なのである。それゆえ国際関係は本質的に「自然状態」あるいは「戦争状態」と呼ばれる。このような状態においては、個人の権利は生得的なものであれ取得されたものであれ、確定的なものにはなりえない。

ただカントは国際関係における国家を単に「力」としてのみ考察しているわけではない。世界市民法は、たとえ個人の外的自由がいったん放棄されて再度受け取るという手順を踏んでなくても、やはりすべての人の外的自由の調和の実現を意図しているといえる。世界市民法において、国家に

¹³ ベンハビブが以下のように述べている (ベンハビブ『他者の権利』, 36頁)。「カントは人類のすべての成員が市民的秩序の参加者となり、たがいの合法的な結合の状況へと介入する世界的な条件を思い描いている。しかし、この合法的な市民的共存の条件は、共和制的な政体における成員資格と同じものではない。カントのコスモポリタンの市民は、それが完全な市民であるためには、依然としてそれぞれの個別の共和国を必要としているのである。」

は何の理由もなく敵として扱ってはならないという義務が課せられている。つまり国家にとって、外国人は全くの他者なのではなく、保護の対象であることを示している。また、国家は外国人に対して国外退去を申し付けることが可能であるが、それが生命に危機がある場合は許されない。つまり「生きる権利」が侵害されると認められるにもかかわらず、彼をそのような過酷な状況へと追いやめることは禁止されるのである。ここでは国家もまた根源的契約の理念¹⁴に従って振舞うよう義務づけられているといえる。国家は攻撃的な「力」として現れざるをえない側面を持つが、そうした力への抑止力として世界市民法は要請されるのである。

ただし、他国に滞在中に法の保護を与えられるのは、ルールを尊重するということが前提となっている。カントの植民地政策への批判の根拠はこの前提を根拠づけるものであろう。中国や日本がヨーロッパ諸国に自国からの退去や来航制限を命じたのが正当だとされたのは、ヨーロッパ列強が当時世界各地で植民活動を行っていたからである。外国で植民活動をする国家およびその成員は他者の自分のものを侵害しているがゆえに、他国に友好関係を求める権利、および他国での一時的滞在を要求する資格を喪失していたである¹⁵世界市民法の実際の適用が国家の裁量に任されるといっても、それは個別国家の恣意に完全に任されているわけではない。むしろ、国家には自国民および外国人の権利を保証する権限が与えられ、かつその目的のために権力を行使するよう拘束が課せられているのである。

¹⁴ たとえ国家の構制として共和制を採っていなかったとしても、国家がこの理念に従って振舞うことは義務とされている。「根源的契約の精神は国家を構成する権力に、統治の仕方がこの契約の理念に合致するようにとの拘束を課す」(AA. VI. 341)。また、国際関係においても「根源的社会的契約の理念に従って諸人民の連合が必要である」(AA. VI. 344)とされる。

¹⁵ Pauline Kleingeld, "Kant's Cosmopolitan Law: World Citizenship for a Global Order", *Kantian Review*, 1998, vol. 2, pp. 72-90. また、カントは犯罪に対して国家が処罰を行い、犯罪者の持つ権利の一部が失効されることがあることと述べている。犯罪により公共体の秩序そのものが危うくされるので、処罰が行われなければならないことはあってはならない(AA. VI. 331-337)。

第五節 国際的援助についての一考察

世界市民法は公法の一部として、たとえ相手が自国の成員でなくとも、ただ生得的権利に関して無条件的に尊重する義務をすべての人および集団が相互的に負っていることを明らかにする。では「自らの生存を維持するための最低限の物質的手段に対する権利」もまた生得的権利の一部としての世界市民法によって保証されると主張することが可能であろうか。第三節において確認したとおり、このような意味での自己保存の権利はいずれかの国の国民である限りで保証されるものであった。カントは世界市民法においては、国家が自国内にいる外国人に危害を加わらないように配慮することを命じたが、そのような権利は、国民であったなら受け取ることができるであろう自らの維持の手段への権利が外国人にも同様に認められる、ということを経済的にも含意しているわけではない。

世界市民権として認められるのは同胞としてではなく、あくまで外国人としての権利である。世界市民権はあくまでその外国人が敵として扱われないという消極的な権利なのであり、その人の生存を維持するべく外国の国家に援助を要請する積極的な権利ではない。よって世界市民法があらゆる人の生得的権利を保証する法だとしても、国際的援助の義務の問題については別に検討されなくてはならない。

国家には資産家から調達して困窮者を扶助する権限があるが、その援助はその困窮者が国の成員である限りで課税が許されているのであった。国家による困窮者の生存の維持は公共体の維持が目的であり (AA. VI. 436), 果たして国家が徴収した税を使って自らの成員以外の困窮者を救うことが許されているかは全く明らかではない。もし他国の困窮者に援助を与えるのであるならば、定住権と同様にそれは特別な契約を必要とする「客人の権利」ということになるだろう。しかし、それは世界市民法が保証するものではなかった。あくまで世界市民権は「普遍的な歓待の諸条件に制限されなければならない」のであり、むしろカントは客人の権利に基づき他国

に物質的な支援を求める権利を否定しているように思われる¹⁶。

ただ一方で「法論」国家法第 50 節において、カントは外国人との法的関係について、次のように述べている。「たとえ領民がそれについて妬ましく思おうとも、領主は外国人（植民者）の移民と移住を優遇する権利を持つ。ただしそれは領民の土地の私的所有が狭められない場合のみであるが」(AA. VI. 338)。ここでは外国人の移民および移住の認可は統治者の権利として捉えられている。統治者が外国人に定住権を認める場合、住民は自らの所有の侵害がない限り、それに異議を申し立てることはできない。世界市民法を説明するくだりにおいて、定住権は確かに「客人の権利」と呼ばれていたものであり、カントが世界市民権の中に含まれるものではないとしていたものである。だがそのことはカントの法理論全体における「客人の権利」の否定を意味しているのではない。国家においては外国人を権利主体と認め、彼らに「権利を付与する権利」があるのである。

国家という存在はいわば両義的な存在である。一つには、その国家を設立した構成員の権利を保護するものと考えられている。その場合、他の国家からの侵略から自国の国民の権利を守るものであり、対抗者としての側面が強い。一方で移民や移住の権利を付与するというこの統治者の権限が意味するのは、他国の人があるまま異邦人でありつづけるというだけでなく、彼らを同胞あるいは隣人として遇すことが自分たちに可能であるということである。

これを自己保存の権利の文脈に置き換えてみるとしよう。国際関係においては国家のように、すべての人の所有の範囲に関して、どの程度であればその人のものであるか正当化することができる明確な基準も合意も存在しない。また仮にそのような基準が存在したとしても、それに基づいた再

¹⁶『永遠平和論』第五予備条項は「いかなる国家も他の国の体制や統治に力でもって介入してはならない」(AA. VIII. 326)であり、いかなる例外も許さない厳格な法である。その理由は、外国による干渉がすべての国家の自律をあやふやなものにするからであるとカントは述べる。

配分を遂行する一元的な強制力は存在しない。しかし、もしある一つの社会の中で、一方の人が生存のための手段を欠きながら、もう一方であり余る資産を持つ人があるとするとするなら、そのような配分の状態は少なくとも生得的権利の観点からしてすでに不正であると見なすことができるはずである。実践理性の法的要請により、自分のものに対する正当な権利を主張する人は、他の人すべてが彼のものを持つことができるよう振舞う義務がある。国際状態においても、すべての人が平等に自分のものを確保される状態への移行が目指されることは義務なのであった。それゆえ、すべての人に生得的権利が保証される状態は最低限実現されていなくてはならない。

外国人に本来はそうすることがカントの世界市民法の枠内では義務と見なされない権利を付与するということは、すべての人の生得的権利の保証のためには不可欠なことである。ただし、この生得的権利の保証のためには世界共和国といった存在を要請する必要はない¹⁷。国家はすべての人の統合された意志という理念に基づき、国家はすべての人に課せられた、他の人の外的自由に対する侵犯の禁止という義務のいわば「代行者」として、外国人に保護を与える権限を持つことができる¹⁸。そのために現実的な国家の統治者には人民の必要のために徴収された税や公共の場所を、外国人に対して提供・あるいは開放する権限が与えられていると考えることができるだろう。

¹⁷ カントは『永遠平和論』において、強制力を持った一つの世界共和国という理念ではなく、持続的拡大する連盟という「消極的代替物」のみが永遠平和に至る唯一の道であるとする (AA. VIII. 357)。他の諸国家を溶解させて統治範囲が拡大し、一つの集権国家へ移行することにより、法律の実効性が薄れ、終いには無政府状態に陥ることとなるということが理由の一つとして挙げられている (AA. VIII. 367)。

¹⁸ ゆえに国益のみに適い、法に反する（外国人の生得的権利を侵害する）行動はどのような場合においても正当化されない。それは彼らの主張する国益という観点からしてすでに十分に理解されることである。なぜならそのことにより法の秩序が危うくされ、結果、自ら自身の持てるものについて正当に主張する権利を失うことになるからである。

ま と め

本論はこれまでカントの法理論における生得的権利と世界市民法／権の関連の検証を行ってきた。生得的権利はすべての人に備わっている権利である。獲得された権利についていえば、どこまでが私のものとされるのかについての確定的な規定が必要とされるが、生得的権利は人がどの国家に属していようが、あるいは無国籍の場合であっても、無条件的に満たされるべきとされるのであり、このような生得的権利の内容規定は法の普遍的原理から分析的に導かれることができる。

カントの世界市民法は生得的権利に関するこのような無条件性を根拠としている。国家および個人はいかなる場合においても、他人の生得的権利を尊重する義務を負っているのであり、それについて国籍をもとに差別してはならない。カントは私法論で導入した「すべての人の統合された意志」という概念を、公法論においては「ある人民の統合された意志」である国家と結合させたが、それは「すべての人びと」から「ある人民」へと何の前提もなしに変換したのではない。むしろ彼の公法論全体の枠組みとして、国家という強制的な実力手段を保持する主体を基礎としつつ、この「すべての人」が権利-義務関係に置かれており、権利の相互的尊重をもとにした完全な法的体制への移行が果たすために必要なものとして世界市民法を提示したのである。ここで現れてくるのは法の基本的なテーゼ、すなわち「人は他の人のものを奪ってはならない」という原則である。国際関係上においても、すべての人格の基本的な人権の尊重は恩恵的な徳の義務ではなく、法的な義務として考察されなければならない。その尊重を私たちはすでに義務づけられているのである。

しかしながら、自己保存の権利の問題を考えれば、カントの世界市民法が個人の持つ生得的権利をあらゆる点において保証するよう義務づける法ではない。自己保存の権利はたしかに生得的であり、基本的人権のリスト

のうちに必然的に含まれる項目ではあるが、人間が生存のための手段を必要とする以上、それは単に危害を加えないという消極的な意味での個人の生得的権利の問題にはとどまらないということである。国家において自己保存の権利に基づく物質的な手段の要求はある裕福な個人ではなく、当人の所属する国家に対するものであった。権利の保証義務はまずもってその人が帰属する国家が負うのである。

ただしこのことが意味するのは、カントが外国人の積極的権利を満たすため別の国家が援助を与える可能性を拒否したということではない。彼の分析からの帰結として、個人が国民であり同時に世界市民であるのと同様に、国家もまた国民の権利を保証する主体であるのと同時に、世界市民法に従って振舞い、外国人に権利を付与する権限を持つ存在でもあるという両義性を見て取ることができるのである。